

令和3年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 7月30日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	山口 裕三	2番	松井 正一郎	3番	松崎 久範
5番	上野 光正	6番	坂元 洋子	7番	幸妻 正浩
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1番	橋口 卓史	2番	坂本 実	3番	橋口 昌央
5番	永友 定己	6番	小嶋 秀樹	7番	坂本 幸
8番	宮越 美秋				

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第32号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第35号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子
(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから、令和3年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番上野光正委員、6番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日7月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、7月の業務報告についてでございます。

1日の日に、宮崎県農業者年金受給者協議会の総会が開催をされました。

8日に、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会に係る事前協議として、結婚相談員のうちの地域婦人部活動者3名に意見聴取を行いました。

13日と14日に、農地実務担当者研修会が開催をされました。

27日に、家族経営協定調印式が行われ、〇〇〇〇さんと奥さんの〇〇〇〇さん、息子さんの〇〇〇〇さんが家族経営協定を締結をされました。

28日に、令和2年度決算審査ヒアリングが行われました。

特に異常はなく無事、ヒアリングは終了したところでございます。

7月の総会関係でございますが、21日に現地調査を行いまして、本日30日が総会となっております。なお、総会終了後には、引き続き、高鍋町農業経営改善等対策会議が行われます。

続きまして、8月の業務計画でございます。

16日に、常設審議委員会が開催をされます。当町の案件は1件の予定でございます。

18日に、あっせん委員会を予定をしております。

同じく18日に、農業者年金加入促進特別研修会が行われます。

8月の総会関係になります。23日に現地調査、31日に総会を行うこととしております。よろしく願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

はい。3ページを御覧ください。

県進達経過報告書を申しあげます。

5条申請3件、案件ごとに許可日が異なっております。

上の方から6月23日付け、7月12日付け、7月14日付けで許可となっております。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから3ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第32号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4ページをお開きください。議案第32号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年6月18日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 1, 267㎡ ほか5筆

2番 令和3年7月19日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 792㎡ ほか4筆

3番 令和3年7月19日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 600㎡

4番 令和3年7月19日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 542㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 447m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をさせていただきます。

19ページの図面を縦に見ていただきますと、県道〇〇線がありまして、〇〇のところから約500mほど左に入ったところに〇〇というのがあります。図面ではこの筆が別れておりますが、申請地は赤いところですが、現況の畑は1枚で、さつまいもが植えてありました。

譲受人の〇〇〇〇さんはもともと〇〇〇〇のOBさんで、現在、〇〇〇〇を務められております。

主に水稻と甘藷を耕作されておまして、経営規模拡大を図る計画であるということです。

売買価格は10a当り〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。20ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。

議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1, 027㎡ほか1筆
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は露天駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。一つずつ言うのですか。

[議長]

はい。お願いします。

[5番]

はい。分かりました。それでは、まず1番ですが、後で説明があります2番と同様の譲受人と譲渡人になります。

場所は28ページをちょっと見ていただきますと、左上に高鍋の〇〇があります。道路を挟んで〇〇がありまして、それを約50mほど、東に行ったところが申請地であります。29ページにあるように露天の駐車場を計画をされてあります。計画では約30台ほど駐車可能となっております。

周囲にブロックを設置して、クラッシャーランの利用により、土砂の流出には備えるということです。

雨水は地下浸透及び申請地南側の町道側溝に放流予定です。

土地購入費が〇〇〇〇円、一坪当り〇〇〇〇円ということで、造成費〇〇〇〇円を含み、費用は〇〇〇〇円で、すべて自己資金です。普通預金通帳〇〇〇〇円の写しが添付をしてありました。

ここにつきましては土地改良区とか水利組合の受益地ではないということで確認をいたしました。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 167㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は宅地分譲です。

担当の上野委員より御説明をお願いします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。場所ですけども、32ページを横にして見ていただきますと、先ほどと同じように左上に〇〇がありまして、さっきの申請地から東に約100mほど行ったところが今回の申請地になります。現在は休耕地でページの33、下の方を見ていただきますように、宅地分譲4区画で、販売をする予定となっております。周囲の土地は既にもう全部三方も宅地化をされております。

計画といたしましては、周囲にブロックを設置してクラッシュランの利用により土砂流出に備えます。汚水は合併浄化槽を設置いたします。雨水も南側の町道道路側溝に流す予定となっております。

土地購入費が〇〇〇〇円ということで、一坪当たり〇〇〇〇円となります。造

成費〇〇〇〇円を含み、全額費用は〇〇〇〇円ですが、すべて自己資金です。

先ほどの駐車場と同じように〇〇〇〇円の普通預金通帳の写しが添付してありました。

土地改良区とか水利組合の受益地はないということです。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種低層住居専用地域にある定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 9.13㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は進入路です。

担当の上野委員より御説明をお願いします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をいたします。まず場所ですが、36ページと37ページを見ていただきますと、次の申請も同じような申請地になるんですけども、38ページですね。すみません。

これ申請人の居宅というのが、****番*、これが〇〇〇〇さんの宅地ですが、進入路が道路沿いに付いておりますけども、今回、何て言いますか、一回で説明した方がしやすく、分かりやすいと思うんですけど、本当は。関連があるんですよ。

[議長]

一緒に説明して、承認だけ別々ということで。

[5番]

はい。お願いします。一緒に説明してください。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 371㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは自分のペースでやらせてもらいますが、この4から先にちょっと説明をします。場所が37ページですね。37ページを縦に見てもらいますと、ちょっと場所が分かりにくいんですけども、左下の四つ角がありますけど、ここが〇〇とか前〇〇があった場所の北側の四つ角になります。

そこから一つ東側の道路の一角が4番の申請地となります。

譲受人の〇〇〇〇さんは現在借家に住んでおられます。42ページから44ページのような持ち家を持ちたいということで、今回申請を添えております。

土地の購入費用は〇〇〇〇円で坪当り〇〇〇〇円となります。建築費用含めて〇〇〇〇円は全額借り入れ予定で、〇〇の住宅ローン審査通知書が添付してあります。

周りはずべて住宅地で雨水は町道側溝に接続予定となっております。雑排水は公共下水道に接続予定です。

敷地周辺は既設ブロック壁により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、さっきあった3ですが、4の住宅地の購入目的で測量した際にページ38にあるように奥の〇〇〇〇さんの駐車場及び進入路として使用している土地が今回の測量によって、申請地分だけ〇〇〇〇さんの土地が越境していることが分かったということで、今回国調のとおりまた分筆をし直すということで、***から分筆して****の*ということで、分筆をされたところであります。

金銭のやり取りはもう既にブロック等が付いてありますので、ないということで、進入路は従来通り〇〇〇〇さんが使用される予定ということでございます。

以上で説明を終わります。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、これに対する補足がありましたら、事務局お願いします。

[事務局]

はい。3番、4番ともに申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層

住居専用地域に定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。3番の農地なのですが、譲受人の〇〇〇さんが昭和50年の土地購入時からブロックが設置してありまして、境界と認識していたブロックが公図と相違していると思わなかったという顛末書が添付されております。

また、4番は譲渡人の〇〇〇〇さんが申請地を購入した後、十数年経った頃に近くのアパートの駐車場として使わせてほしいと申し入れがあり、アパートの管理人が碎石を入れて駐車場として使用していたということで、そのときに4条の申請の手続きを取っていませんでしたという始末書の添付がありました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、3、4に対しての質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決します。

まず、3番。本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に4番の案件ですけれども、

4番、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

5番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 345㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番ですけども、まず場所ですが、47ページを開いてください。

これ縦に見ますと、県道〇〇線沿いで〇〇というのがありますが、〇〇の北側の休耕地になっております。県道沿いじゃないところの休耕地****番*ですね。ここが太陽光ができるということでございまして、48ページが計画をされておるところでございます。

土地購入費が〇〇〇〇円ということで、坪当たり約〇〇〇〇円となっております。造成費は土地購入代を含めて〇〇〇〇円ということで、全額自己資金ということで、〇〇〇〇円の残高証明が添付をしてありました。

本件の転用は太陽光ということで、新たな汚水とか排水の発生はございません。盛土等がないため、隣接土地への土砂の流出もありません。

小丸川土地改良区の受益地だったものですから、意見書が添付をしてあります。

売電価格は1kw当たり今〇〇円だそうです。ここは2種農地であり、代替地の検討等をされたということで、その経緯書が添付をしてありました。

以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。申請地以外の土地でも検討された資料の添付がありまして、第2種農地はその農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用対象となります。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

6番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 705 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは説明をさせていただきます。先ほどの5番と同じ所有者、そして同じく譲受人が〇〇〇〇ということで、中身は一緒になっております。6番の場所ですが、ページの50ページを横に見ていただきますと、ちょっと図面が見にくいんですが、〇〇がありますね、真ん中のところが道路三角形になっているところが〇〇で、これを〇〇方面の〇〇橋方面にずっと進入いたしますと、〇〇の事務所があると思うんですが、その南側の休耕地になっております。現在はもう何年も草刈り等されてないような休耕地でございました。

ここが太陽光をまた設置するというので、土地購入費が約〇〇〇〇円ということで、一坪〇〇〇〇円を含めまして、造成費等込みが〇〇〇〇円となって

おります。

全額自己資金ということで、先ほどと同じように〇〇〇〇円の残高証明が添付をしてありました。

本件転用は太陽光設置のため、新たな汚水、排水の発生はありません。

盛土等もないため、隣接土地への土砂の流出もありません。

敷地は転圧後、砂利を敷き、雨水は自然浸透するほか、隣接する道路側溝へ排出予定となっております。なお、申請地の南側に住宅地がありますが、土地境界より、4 m以上の間隔を取りまして、太陽光の反射とか温度上昇による周辺住民への悪影響はないということでございます。

売電価格は同じように1 k w当り〇〇円となっております。

以上で説明を終わります。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で、用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

雨水を町の下水の方に流すということなのですが、高鍋町の上下水道課と協議中です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の7番の1の案件から、7番の6の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページを御覧ください。

7番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1, 944 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

7番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2, 363 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

7番3 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4, 793 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

24ページをお開きください。

7番4 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 4, 225 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

7番5 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 795 m² ほか5筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

25 ページを御覧ください。

7 番 6 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 551 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は鶏舎建設です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。2 番。説明します。6 人の地権者によります、〇〇〇〇さんへの所有権移転の案件です。場所は53 ページを参照していただきますけど、県道〇〇線を南下しまして、しばらくしますと、〇〇の方へ曲がる道がございます。そこを道なりに直進しますと、ちょうどニラハウスが見えてきますが、そこ真っ直ぐ突き切った右手側の農地に当たります。

面積は28, 412 m²です。

転用目的はブロイラーハウスの建設ということで、間口に16 m×9.4 mぐらいと、16 m×12.4 mの鶏舎が4棟、計5棟のセミウィンドレス型ブロイラーハウスということで、申請が出ております。

面積が3丁あまりになりますので、雨水処理、汚水処理の問題が懸念されるところでございますが、57 ページを見ていただきますと、敷地の右手側、〇〇川に繋がる場所に処理槽と汚水処理、なんて言うんですかね、枘と言いますか、なんかそういう汚泥槽原水槽、要するに汚水の処理施設を建設予定でございます。それで問題が対処できる、専門家ではないのでちょっと僕には判断できかねますが、たぶん問題なかならうと思います。

金額ですが、実はちょっと調べておりませんで、事務局の方で補足説明をしていただけると助かります。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設であるため、転用許可対象です。農業振興地域整備計画において既に「農業用施設用地」に用途変更申請をされており、農振法の11条公告が終了したら県の結果待ちです。代替地の検討をした資料が添付しており、高鍋町外の山林を検討されるも土砂崩壊の危険があるため断念したということです。

事業費についてなんですが、事業費は土地代〇〇〇〇円、建築費〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円です。

資金は、土地代はグループ会社からの出資で、建築費は補助金と〇〇からの融資です。補助金の内報と〇〇の借入希望書、グループ会社の残高証明書と土地代を出資することの書面が添付されており、資金面については特に問題ないと考えます。

雨水排水についての補足なんですが、鶏舎等建物屋根及び調整池に降雨した雨水は、鶏舎周囲に雨水排水溝を設置し、敷地東側に設置する調整池を介し、コルゲート管により〇〇川に放流します。〇〇川への放流について高鍋町建設管理課からの法定外公共用財産使用許可書を得ています。それ以外の雨水については、敷地全体を砂利敷きとし、雨水浸透柵で雨水を浸透させ、雨水表面流出水は、申請地北側に流入します。なお、申請地北側の所有者の同意と、地上権設定者より「森林管理上問題がないこと」を条件に利用の承諾を得ています。

鶏舎の洗浄水と排水については、活性汚泥処理方式の汚水処理施設を整備し、浄化後の処理水は、水質汚濁防止法3条の放流基準を満たすものであることから、敷地内で蒸散させます。

問題が生じた際は、責任をもって対処する旨の記載のある確約書の添付があります。

また、一ツ瀬川土地改良区の受益地であり、転用について「差し支えない」という意見書の添付があります。

7番5の中の地番が〇〇字〇〇****番*についてなんですが、現在農業用倉庫が建っております。所有者から転用許可が必要であることを知らずに農

業用倉庫を建てていたということで、始末書の添付があります。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、これに対する御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

7番の1の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の2の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の3の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の4の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の5の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の6の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第35号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。70ページをお開きください。

議案第35号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 168㎡

所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

この件につきまして、担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。この案件は、今年1月と3月に同じような内容で申請された、非農地証明の件の漏れた部分になります。

場所は10号線の〇〇という〇〇の隣接地でございまして、前回の提出漏れの場所ということで、今回申請で上がってきた案件です。

現地は10年以上耕作放棄されまして、将来的にちょっと農地に復帰するのは困難であろうかと判断いたしましたので、承認についてよろしいかと思いません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 36 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。75 ページをお開きください。所有権移転です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 322 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

〇〇〇〇さんは梨を生産する農家で、申請地は、〇〇地区の〇〇の手前の〇〇〇〇さん宅、自宅のすぐ北裏になります。

農地を確認したところ、隣接はしてるんですけども、竹林状態になった状態で、一応聞きましたら、竹を伐採して菜園をする予定ということで、話を聞き

ました。

322㎡で、金額が〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 156㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。説明いたします。所有権の移転で〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

申請地は〇〇地区の〇〇のところの2筆と、〇〇〇〇から西へ200m行ったところの2筆で、合計4筆で3,021㎡あります。

現地を確認したところ、草が生えておりました。

価格は〇〇〇〇とのことです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番の案件につきましては、利用権を設定する者が上野光正委員本人である
案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員
会会議規則第11条の規定により、上野光正委員は、この案件に関する議事に
参与することができません。

上野光正委員は、退室をお願いします。

【上野委員退室】

はい。それでは続けます。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。76ページをお開きください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3,859㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての利用

権の設定です。

申請地は〇〇地区の〇〇手前200mから西へ200mほど行った農地で、
3, 859㎡です。

耕作者は〇〇〇〇さんで、現地を確認したところ、堆肥ソルゴーがまかれて
おりました。

期間は10年間で、金額は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

上野光正委員は、席へお戻りください。

【上野委員入室】

それでは始めます。

次の2番から4番まで、3件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した
利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社
団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は
省略いたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 4, 726㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

申請地は〇〇****番。近年整備された〇〇と〇〇交差点を結ぶ道路を東に 200 m ほど入りますと排水路があり〇〇の山の西側外堀に位置します。4,726 m²の畑です。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、トラクターがかけてありました。

借地料は 10 a 当り、年間〇〇〇〇円の 5 年間ということです。

今後はキャベツ、白菜を作付け等をされるということです。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3,000 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介しとの農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。

〇〇〇〇さんは〇〇の認定農業者で、〇〇で主にねぎを生産されているということです。

申請地は〇〇地区の〇〇手前を左折していただいて、〇〇の方に約10m行き、右折して約5mぐらい行ったところの左前の畑になります。

農地を確認したところ、草等が伸びていた状態で1年くらい何も作付けがされていない状態でした。たぶん今後作業されると思います。

契約期間は10年間で、10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

はい。4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。77ページです。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 6, 264㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への中間管理事業を使った、新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇の坂を〇〇さんの方面に上がり、〇〇さん入口付近を北へ70mほど行った右側に申請地はございます。

現状はソルゴーが植えてありました。

耕作者は〇〇さんで、本人に聞いたところ、今後はキャベツかブロッコリーを植える予定でございます。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 516 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇へ新規での利用権の貸借の申請です。

申請地は〇〇の工場より南東に200mほどのところの畑です。

現地を確認したところ、あそこの近くに〇〇の〇〇があって、マンゴーとかとかそういうものを売ってる〇〇に聞いたところ、加工用干し芋のからいもを植えてあったところらしいです。

貸借期間は5年で、年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から5番まで、4件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

2番から5番まで、4件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号9、議案第37号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。78ページと79ページになります。

議案第37号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について」です。

「農業委員会の適正な事務実施について」農林水産省経営局通知の一部改正により、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は改正の必要性について審議することになったことから、今年度の下限面積（別段面積）について以下のとおり提案します。

方針でございますが、下限面積については、法律で定められた50アールとし、別段の面積の設定は行わないものです。

理由でございますが、町内で50a以上の農地を耕作している農家が全農業戸数の8割を超えており、耕作放棄地の占める割合が低い現状にあるためです。以上で説明を終わります。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。御苦労様でした。

(閉会15時04分)